

川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年12月20日条例第78号 昭和51年10月4日条例第49号 昭和59年12月21日条例第51号 平成2年10月19日条例第35号 平成4年3月30日条例第15号 平成11年7月7日条例第33号 平成15年7月4日条例第32号 平成16年12月22日条例第67号 平成19年12月19日条例第63号 平成22年3月26日条例第14号 平成23年3月24日条例第9号 平成24年3月19日条例第9号 平成30年12月18日条例第85号 令和6年10月29日条例第59号 令和7年3月26日条例第1号</p> <p>川崎市屋外広告物条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条） 第2章 広告物等の制限（第2条～第12条） 第3章 監督（第13条～第21条） 第4章 屋外広告業の登録等（第22条～第38条） 第5章 屋外広告物審議会（第39条） 第6章 雑則（第40条～第43条）</p>	<p>○川崎市屋外広告物条例 昭和46年12月24日条例第77号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年12月20日条例第78号 昭和51年10月4日条例第49号 昭和59年12月21日条例第51号 平成2年10月19日条例第35号 平成4年3月30日条例第15号 平成11年7月7日条例第33号 平成15年7月4日条例第32号 平成16年12月22日条例第67号 平成19年12月19日条例第63号 平成22年3月26日条例第14号 平成23年3月24日条例第9号 平成24年3月19日条例第9号 平成30年12月18日条例第85号 令和6年10月29日条例第59号 令和7年3月26日条例第1号</p> <p>川崎市屋外広告物条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条） 第2章 広告物等の制限（第2条～第12条） 第3章 監督（第13条～第21条） 第4章 屋外広告業の登録等（第22条～第38条） 第5章 屋外広告物審議会（第39条） 第6章 雑則（第40条～第43条）</p>

改正後	改正前
<p>第7章 罰則（第44条～第46条） 附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条～第2条（略） （許可）</p> <p>第3条 本市内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 広告物の表示又は掲出物件の設置 （2） 前号の許可の期間の更新 （3） 前2号の許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造（規則で定める軽微な変更又は改造を除く。）</p> <p>第4条～第7条（略） （許可の期間）</p> <p>第8条 第3条の規定による許可の期間は、<u>3年</u>を超えることができない。</p> <p>第9条～第46条（略）</p> <p>附 則 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和49年12月20日条例第78号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第19条及び第21条の規定は、昭和50年2月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第19条の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者については、同条の施行の日から1月間は、同条第1項の規定による届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。</p> <p>附 則（昭和51年10月4日条例第49号）</p>	<p>第7章 罰則（第44条～第46条） 附則</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>第1条～第2条（略） （登録の申請）</p> <p>第3条 本市内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>（1） 広告物の表示又は掲出物件の設置 （2） 前号の許可の期間の更新 （3） 前2号の許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造（規則で定める軽微な変更又は改造を除く。）</p> <p>第4条～第7条（略） （許可の期間）</p> <p>第8条 第3条の規定による許可の期間は、<u>2年</u>を超えることができない。</p> <p>第9条～第46条（略）</p> <p>附 則 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和49年12月20日条例第78号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第19条及び第21条の規定は、昭和50年2月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第19条の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者については、同条の施行の日から1月間は、同条第1項の規定による届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。</p> <p>附 則（昭和51年10月4日条例第49号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、昭和52年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和59年12月21日条例第51号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第8条の規定は、この条例施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。</p>	<p>この条例は、昭和52年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（昭和59年12月21日条例第51号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 改正後の条例第8条の規定は、この条例施行の日以後に申請のあったものから適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成2年10月19日条例第35号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成3年1月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際、現に電柱、街灯柱（第5条第1項第3号に規定するものを除く。）及び消火栓標識に表示されているはり紙、ポスター、はり札又は立看板については、改正後の条例第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第5条に規定する禁止物件に表示されている広告物については、改正後の条例第7条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成2年10月19日条例第35号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成3年1月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際、現に電柱、街灯柱（第5条第1項第3号に規定するものを除く。）及び消火栓標識に表示されているはり紙、ポスター、はり札又は立看板については、改正後の条例第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第5条に規定する禁止物件に表示されている広告物については、改正後の条例第7条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成4年3月30日条例第15号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（平成4年3月30日条例第15号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成11年7月7日条例第33号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成11年7月7日条例第33号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けている屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件で、改正後の条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により禁止される物件に表示され、又は設置されているものについては、当該許可の期間、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第10条第2項に規定する許可の基準は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る広告物又は広告物を掲出する物件について適用し、施行日前の申請に係る広告物又は広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。</p> <p>4 旧条例第13条から第15条までの規定により行われた処分その他の行為は、新条例の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>5 新条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）の規定により許可を受けている屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件で、改正後の条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により禁止される物件に表示され、又は設置されているものについては、当該許可の期間、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第10条第2項に規定する許可の基準は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る広告物又は広告物を掲出する物件について適用し、施行日前の申請に係る広告物又は広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。</p> <p>4 旧条例第13条から第15条までの規定により行われた処分その他の行為は、新条例の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p>5 新条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。</p> <p>6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成15年7月4日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成15年7月4日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成16年12月22日条例第67号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成16年12月22日条例第67号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成19年12月19日条例第63号） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成19年12月19日条例第63号） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の条例第10条第3項に規定する許可の基準は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件について適用し、施行日前の申</p>	<p>1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第7条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の条例第10条第3項に規定する許可の基準は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件について適用し、施行日前の申</p>

改正後	改正前
<p>請に係る広告物又は広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成22年 3 月26日条例第14号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。 （任期の特例）</p> <p>2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員（市民のうちから委嘱される者に限る。）の任期は、改正後の条例第21条第 6 項の規定にかかわらず、平成24年 3 月31日までとする。</p>	<p>請に係る広告物又は広告物を掲出する物件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成22年 3 月26日条例第14号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。 （任期の特例）</p> <p>2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員（市民のうちから委嘱される者に限る。）の任期は、改正後の条例第21条第 6 項の規定にかかわらず、平成24年 3 月31日までとする。</p>
<p>附 則（平成23年 3 月24日条例第 9 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第17条第 1 項の規定に基づき届出をし、屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して 1 年間（当該期間内に改正後の条例（以下「新条例」という。）第25条第 1 項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第22条第 1 項の規定にかかわらず、同項の登録を受けずに引き続き本市内において屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 前項の場合においては、同項の規定により引き続き本市内において屋外広告業を営む者を新条例第22条第 1 項の登録を受けた者とみなして、新条例第26条第 1 項及び第 3 項、第28条、第31条、第33条、第35条（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第37条（新条例第36条第 6 項の規定による処分に係る部分を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第26条第 1 項中「第23条第 1 項各</p>	<p>附 則（平成23年 3 月24日条例第 9 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第17条第 1 項の規定に基づき届出をし、屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から起算して 1 年間（当該期間内に改正後の条例（以下「新条例」という。）第25条第 1 項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第22条第 1 項の規定にかかわらず、同項の登録を受けずに引き続き本市内において屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 前項の場合においては、同項の規定により引き続き本市内において屋外広告業を営む者を新条例第22条第 1 項の登録を受けた者とみなして、新条例第26条第 1 項及び第 3 項、第28条、第31条、第33条、第35条（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第37条（新条例第36条第 6 項の規定による処分に係る部分を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第26条第 1 項中「第23条第 1 項各</p>

改正後	改正前
<p>号」とあるのは、「第23条第1項第1号、第2号及び第5号」とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。</p> <p>5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成24年3月19日条例第9号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年12月18日条例第85号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年10月29日条例第59号） この条例は、公布の日から施行する。（後略） （罰則の適用等に関する経過措置）</p> <p>第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</p> <p>（人の資格に関する経過措置）</p>	<p>号」とあるのは、「第23条第1項第1号、第2号及び第5号」とする。</p> <p>4 この条例の施行の際現に旧条例第19条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。</p> <p>5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成24年3月19日条例第9号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年12月18日条例第85号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（令和6年10月29日条例第59号） この条例は、公布の日から施行する。（後略） （罰則の適用等に関する経過措置）</p> <p>第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p>2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。</p> <p>（人の資格に関する経過措置）</p>

改正後				改正前			
<p>第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p> <p>附 則（令和7年3月26日条例第1号） この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>別表（第40条関係）</p>				<p>第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。</p> <p>附 則（令和7年3月26日条例第1号） この条例は、令和7年6月1日から施行する。</p> <p>別表（第40条関係）</p>			
区分		単位	金額	区分		単位	金額
アーチ	照明装置のないもの	1基	6,000円	アーチ	照明装置のないもの	1基	4,000円
	照明装置のあるもの	1基	9,000円		照明装置のあるもの	1基	6,000円
アドバルーン		1個	1,000円	アドバルーン		1個	1,000円
はり紙又はポスター		100枚までごとに	500円	はり紙又はポスター		100枚までごとに	500円
立看板等又は広告旗		1基	100円	立看板等又は広告旗		1基	100円
自動車等に表示する広告物又は設置する掲出物件		1基の表示面積1平方メートルまでごとに	100円	自動車等に表示する広告物又は設置する掲出物件		1基の表示面積1平方メートルまでごとに	100円
電柱その他の柱類に表示する広告物又は設置する掲出物件		1枚	100円	電柱その他の柱類に表示する広告物又は設置する掲出物件		1枚	100円
はり札等		1枚の表示面積0.5平方メートルまでごとに	50円	はり札等		1枚の表示面積0.5平方メートルまでごとに	50円
) 広告塔又は広告板	照明装置のないもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,500円) 広告塔又は広告板	照明装置のないもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,000円
	照明装置のあるもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	2,400円) 建築物その他	照明装置のあるもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに

改正後				改正前			
の工作物等に表 示する広告物又 は設置する掲出 物件。ただし、前 各項に規定する ものを除く。	あるもの	一トルまでごとに		の工作物等に表 示する広告物又 は設置する掲出 物件。ただし、前 各項に規定する ものを除く。	あるもの	一トルまでごとに	
その他		前各項に準じて市長が定める。		その他		前各項に準じて市長が定める。	